

1.1.4.1 移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業

1. 特例を設ける趣旨

工業再配置促進法においては、全国的な視点に立って各地域の工業集積の格差を是正するために、工業の集積の程度が高く、工場の移転を図ることが必要な地域を移転促進地域として定めているところですが、このような地域であっても雇用の状況の改善を図る必要がある区域として、工業の集積が有する機能を活用して地域経済の活性化を図る必要がある区域を移転促進地域から除外するものです。

2. 特例の概要

移転促進地域内に地方公共団体が設定する構造改革特別区域が雇用の状況の改善を図る必要がある区域として、工業の集積が有する機能を活用して地域経済の活性化を図る必要がある区域であると認められる場合に、構造改革特別区域法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、工業再配置促進法施行令第1条の経済産業省令で定める基準とみなすものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1)「地域求人倍率」とは、構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）第4条第1項の規定による申請（特区法第6条第1項の規定による変更の認定に係る申請を含む。以下「申請」という。）を行う地方公共団体の構造改革特別区域内に居住する求職者の数に対するその構造改革特別区域内に所在する事業所に係る求人の数の比率を指します。

特区計画において、この比率を示すにあたっては、以下の数値で示すことも可能です。

当該申請に係る構造改革特別区域の有効求人倍率について、当該区域を管轄する公共職業安定所において把握できる場合は、当該有効求人倍率としても差し支えありません。

公共職業安定所が当該申請に係る構造改革特別区域以外の区域も管轄していて、当該申請に係る構造改革特別区域の有効求人倍率を把握できない場合であっても、当該公共職業安定所の有効求人倍率を当該構造改革特別区域の有効求人倍率としても差し支えありません。

以下「4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点」及び「5. 当該特例に関して特に必要な添付書類」においても同様です。

- (2)「過去五年間」とは、申請から直近の五年間を指します。

ただし、上記 印の有効求人倍率をもって申請する場合は、申請の日の属する月の前月までの過去五年間を指します。（申請の日の属する月の前月の有効求人倍率が把握できない場合は、申請の日の属する月の前々月までの過去五年間

としても差し支えありません。)

(3)「過去六箇月間」とは、申請から直近の六箇月間を指します。

ただし、上記 印の有効求人倍率をもって申請する場合は、申請の日の属する月の前月までの過去六箇月間を指します。(申請の日の属する月の前月の有効求人倍率が把握できない場合は、申請の日の属する月の前々月までの過去六箇月間としても差し支えありません。)

(4)「工業」とは、産業や企業という広い概念ではなく、製造業のことを指します。

(5)「地域経済の活性化」をすることとは、地域における生産活動が活発化すること又は地域の産業が高度化すること等を指します。

(6)「事業者の交流又は連携」とは、地域内の事業者、研究機関及び支援機関等が協力、連携し、各々が有する技術等を活用して、新製品や新技術を開発すること等を指します。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

(1)特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、以下の内容について記載してください。

- ・当該構造改革特別区域が、申請から直近の六箇月間(有効求人倍率をもって申請する場合は、申請の日の属する月の前月又は前々月までの過去六箇月間)において地域求人倍率が急激に上昇する傾向にないことを明示して下さい。
- ・「3. 基本方針の記載内容の解説(1) 」の数値を使用する場合には、当該申請に係る構造改革特別区域と当該申請に係る構造改革特別区域以外の区域も管轄している公共職業安定所の管轄区域の有効求人倍率について、これらの地域の雇用の状況が実態的に同じような状況にあつて、当該構造改革特別区域の有効求人倍率にかえて当該管轄区域の有効求人倍率を使用しても当該構造改革特別区域の雇用の状況を説明することと同じことであるかを明示して下さい。
- ・当該地方公共団体が、工業の集積が有する機能を活用して事業者の交流又は連携による地域経済の活性化を図ることにより当該構造改革特別区域において雇用の機会の創出がどのように見込まれるのか明示して下さい。

- ・雇用の機会を創出するため当該地方公共団体が講じようとしている具体的な施策の内容。

(2)移転促進地域から除外される区域の範囲については、地番等によって記載してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

申請から直近の五年間（有効求人倍率をもって申請する場合は、申請の日の属する月の前月又は前々月までの過去五年間）における地域求人倍率の月平均値が同期間における全国の求職者の数に対する求人の数の比率の月平均値以下であることを示すデータ、出所先。

構造改革特別区域図と移転促進地域図